

消費税率改正に伴う水道料金について

令和元年10月1日から消費税率が改正されることに伴い、12月検針分から水道料金の消費税率が10%になります。なお、今回の変更は、消費税法改正に伴う消費税額相当分のみであり、税抜きの料金は変更ありません。

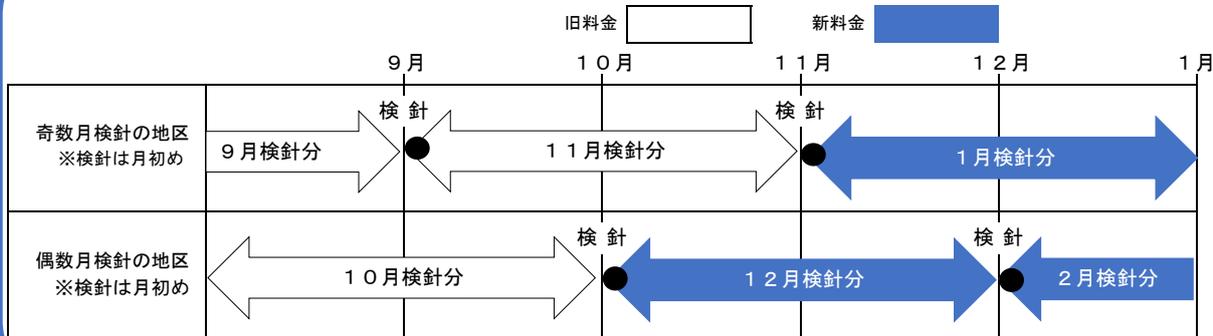
新・旧料金表（1か月）

水道料金は、「基本料金」と使用水量ごとの「従量料金」を合計した金額です。

口径 (mm)	基本料金 (円) <small>(消費税額含む)</small>		+	使用水量区分 (m ³)	従量料金 (円) 1m ³ につき <small>(消費税額含む)</small>	
	旧	新			旧	新
13	586.44 (基本水量5m ³)	597.3 (基本水量5m ³)		1~10 (口径25mm以下は、6m ³ ~10m ³)	46.44	47.3
20	771.12 (基本水量5m ³)	785.4 (基本水量5m ³)		11~20	97.20	99.0
25	1,707.48 (基本水量5m ³)	1,739.1 (基本水量5m ³)		21~30	139.32	141.9
40	4,052.16	4,127.2		31~50	169.56	172.7
50	7,508.16	7,647.2		51~100	200.88	204.6
75	18,483.12	18,825.4		101~200	231.12	235.4
100	36,843.12	37,525.4		201~	241.92	246.4
300	568,378.08	578,903.6				

新・旧料金改正時期

<令和元年10月1日前から継続使用の方>



注) 地区により、一部異なる場合があります。詳しくは「水道使用水量等のお知らせ（検針票）」でご確認ください。

●主な奇数月検針地区

相生市 相生・陸・那波野・緑ヶ丘地区 たつの市 揖保川町神部・半田・河内地区 御津町黒崎・岩見・苅屋・室津地区

●主な偶数月検針地区

相生市 旭・那波・古池・佐方・池之内・野瀬・若狭野・矢野地区 たつの市 御津町中島・朝臣・碓岩・釜屋地区

水道料金を計算してみよう!

●一般家庭用（メーター口径20mm）2か月4.4m³を使用した場合●

2か月の水量を1か月分にする → 4.4m³ ÷ 2か月 = 2.2m³

<水道料金>

① 基本料金	(基本水量5m ³ を含む)		785.4円
② 従量料金	(水量 6~10m ³)	5m ³ × 47.3円 =	236.5円
③ "	(" 11~20m ³)	10m ³ × 99.0円 =	990.0円
④ "	(" 21~22m ³)	2m ³ × 141.9円 =	283.8円
⑤ 1か月分	(1円未満切捨て)	①+②+③+④ = 2,295.7円 →	2,295円
⑥ 水道料金	(請求単位の2か月分にする)	⑤ × 2か月 =	4,590円

左記の使用状況の場合、旧料金料金では、4,506円、新料金では、4,590円。新料金と旧料金の差額は、4,590 - 4,506 = 84円となり、約1.8%の増額となります。

